日弁連研修センター規則（規則第八十二号）中一部改正公告

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年二月十五日

日本弁護士連合会

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）中一部改正

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

研修委員会規則

第一条の見出し中「日弁連研修センターの」を削り、同条中「「連合会」」を「「本会」」に、「日弁連研修センター」を「研修委員会」に、「「センター」」を「「委員会」」に改める。

第二条を次のように改める。

（目的及び任務）

第二条　委員会は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二条、会則第十二条及び倫理研修規程（会規第四十二号）第二条に規定する事項を実現するため、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

一　弁護士の研修及び研修制度に関する調査及び研究

二　日弁連総合研修センター（以下「総合センター」という。）が行う活動に関する会長への提言及び総合センターへの助言

三　その他弁護士の研修に関して必要な事項

2　委員会は、本会の倫理研修に関する会長からの諮問に対する答申を行う。ただし、総合センターに委任することを妨げない。

3　委員会は、前二項に掲げる任務のほか、法令に基づき本会の研修を受ける者、法律事務所の職員（当該職員を雇用する弁護士の指揮及び監督に服する者をいう。）及び会長が指定する者の研修に関する調査及び研究並びにこれに関する会長からの諮問に対する答申を行う。ただし、総合センターに委任することを妨げない。

4　委員会が前三項に掲げる任務を行うに当たっては、総合センターと相互に連携するものとする。

第三条の見出しを「（構成）」に改め、同条第一項中「センター」を「委員会」に改める。

第四条の見出しを「（組織）」に改め、同条中「センター」を「委員会」に改める。

第五条第一項中「センター」を「委員会」に改め、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第三項中「重任をさまたげない」を「再任を妨げない」に改める。

第六条中「センター」を「委員会」に改める。

第七条を削る。

第八条（見出しを含む。）中「センター」を「委員会」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「センター」を「委員会」に、「つくり」を「作成し」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を削る。

附　則

題名、第一条（見出しを含む。）、第二条、第三条の見出し及び同条第一項並びに第四条（見出しを含む。）から第十一条までの改正規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

日弁連総合研修センター規則制定公告

日弁連総合研修センター規則（平成二十五年二月十五日規則第百五十七号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年二月十五日

日本弁護士連合会

日弁連総合研修センター規則

（平成二十五年二月十五日規則第百五十七号）

（設置）

第一条　日本弁護士連合会（以下「本会」という。）に、日弁連総合研修センター（以下「総合センター」という。）を置く。

（目的及び任務）

第二条　総合センターは、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二条、会則第十二条及び倫理研修規程（会規第四十二号）第二条に規定する事項を実現するため、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

一　弁護士の実務に関する各種研修の企画立案、管理及び運営

二　倫理研修規則（規則第百五十一号）に規定する弁護士の綱紀及び倫理に関する研修の企画立案、管理及び運営

三　新規登録弁護士に対する研修の企画立案、管理及び運営

四　弁護士に対する研修を担当する講師の育成並びに弁護士会及び弁護士会連合会への講師の派遣等の支援

五　本会、弁護士会及び弁護士会連合会が行う弁護士に対する研修に関する情報の収集、管理及び広報活動

六　研修受講者の記録の管理

七　前各号に掲げるもののほか、弁護士に対する研修の企画立案、出版、管理、運営等に必要な事項並びに弁護士に対する研修及び研修制度に関する出版、調査及び研究

2　総合センターは、第一項に掲げる任務のほか、法令に基づき本会の研修を受ける者、法律事務所の職員（当該職員を雇用する弁護士の指揮及び監督に服する者をいう。）及び会長が指定する者に対する研修に関する調査及び研究、企画立案、管理、運営等に必要な事項を行うことを任務とする。

3　総合センターは、前二項に規定する任務を行うに当たって、研修委員会と相互に連携するものとする。

（組織）

第三条　総合センターは、次に掲げる者をもって構成する。

一　研修委員会の委員及び幹事である弁護士のうち会長が指名する者

二　本会の職員（弁護士である職員を含む。）のうち事務総長が指名する者

三　前二号に掲げる者のほか、会長が総合センターの活動に関し必要と認める会員

2　前項に掲げる構成員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

3　総合センターに、センター長を置く。

4　センター長は、第一項に掲げる者の中から、会長が任命する。

（運営会議）

第四条　総合センターに、運営会議を置く。

2　運営会議は、センター長が招集する。

3　運営会議の議長は、センター長をもって充てる。ただし、センター長が出席できないときは、総合センターの構成員のうち、センター長の指名する者が議長の職務を行う。

（関連委員会との連携）

第五条　総合センターは、研修の企画及び実施に必要な協力を、事務総長の了解を得て、関連委員会に要請することができる。

（報告義務）

第六条　弁護士会又は弁護士会連合会が研修を企画し、又は行ったときは、その都度、その概要を総合センターに報告するものとする。

（予算）

第七条　総合センターの活動及び研修の企画及び実施に要する費用は、研修事業費から支出する。

附　則

1　この規則は、平成二十五年六月一日から施行する。

2　この規則の施行前に日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定によりなされた行為とみなす。